市販薬を安全に使用するために

「指定濫用防止医薬品」の販売制度が始まりました

医薬品は、正しい使い方をすれば高い効果がありますが、決められた目的や用法・用量を守らないと心身に悪影響を及ぼす可能性があります。

そのため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、令和8年5月1日から「指定濫用防止医薬品」の販売制度が始まりました。



指定濫用防止医薬品について

以下に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤となります。（外用剤を除く）※

- エフェドリン
- コデイン
- ジヒドロコデイン
- ジフェンヒドラミン
- デキストロメトルファン
- プソイドエフェドリン
- ブロモバレリル尿素
- メチルエフェドリン

※生薬を主たる有効成分とする製剤は含みません。ジヒドロコデインセキサノール又はリン酸ヒドロコデインセキサノールを有効成分として配合する製剤は、指定濫用防止医薬品となります。

購入時の主な確認・説明について

購入数量

- 18歳未満の方は、小容量1個のみとなります。
- 18歳以上の方は、購入理由を確認し適正使用が確認できたとき、複数個・大容量製品の購入が可能です。

氏名・年齢確認

- 18歳未満の方は、氏名を確認します。
- 年齢の確認には、身分証明書や登録済みの会員情報を使用します。



使用・購入状況の確認

- 他に使用している医薬品や他店での購入状況を確認します。

北海道庁HP

- 制度の詳細は、北海道庁HPをご確認ください。

適正使用が確認できない場合、薬剤師・登録販売者の判断により、販売できないことがあります。



大切な自分を守るために

- 近年、風邪薬や咳止め薬などを本来の目的ではなく、適正な用法・用量を超えて大量に服用する「オーバードーズ」が若者を中心に拡がりつつあります。
- つらい気持ちや、嫌なことがあったとき、オーバードーズではなく、身近な友達や先生、家族、専門家が話を聞いてくれる相談窓口に相談してみませんか？

〈主な相談窓口〉

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課